

近世山村における豪農経営と地域社会

延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷甲斐家を事例に

The management of wealthy farmer and local society in early modern mountain village

大賀 郁夫

キーワード 酒造業 郷士取立 產物集荷 高利貸

目次

はじめに

一 甲斐家の系譜と発展

(一) 甲斐家の系譜

(二) 小侍と酒屋

二 豪農経営の展開

(一) 甲斐家の地主経営

(二) 高利貸業の展開

(三) 酒造と販売

三 山産物の集荷と販売

(一) 酒代勘定の仕組み

(二) 産物の集荷と販売 結びにかえて

近世期の山村社会において、経済的ベゲモニー主体はどのような存在であったのかを、日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村の酒造家甲斐家を対象に分析を行った。甲斐家は元禄五年に分家し、享保期以降酒造業に着手する。甲斐家は藩への献納により宝暦期には郷士小侍に取立てられ、以後献納を繰返し天保期には給地四石一斗・一〇人扶持・糲五俵に至るが、献納を可能にしたのは家業の酒造業と高利貸業であった。甲斐家は居村をはじめ周辺村々で高利貸を展開し、質地の担保は耕地であったが積極的な地主経営には発展しなかった。また酒造業面では、藩の払米や肥後熊本藩領の馬見原町などから移入して一一〇～一六〇石ほどの酒造を行っていた。酒は周辺村々に販売され、その消費量から儀礼や贈答のほか、飲酒が広く行われていたことがわかる。甲斐家からの借銀や酒代返済には、山産物とくに麻苧・煙草・茶・菜種などが充てられて相殺された。甲斐家では集荷された山産物を、城下商人や在郷町商人たちに売却し、代わりに生活必需品はもとより海産物や書籍類などまで購入しており、生活文化水準の高さが窺われる。幕末期には用水路開削など地域への社会貢献も行っている。

はじめに

近世期における地域社会の構造と特質をどのように理解するかについては、従来様々な分野と視角からアプローチがなされ、膨大な研究成果が蓄積してきた。なかでも、政治権力と民衆社会をリンクさせる存在として、大庄屋や庄屋・村役人らを「中間層」として設定し、彼らが地域で担った役割や彼ら自身の変化についての研究も盛んに行われている。近年では、いわば経済的ヘゲモニー主体と政治的ヘゲモニー主体が異なる実態が指摘され、⁽¹⁾ 地域特有の歴史性や自然環境などを考慮しつつ、地域におけるヘゲモニー主体の多様性を、政治的・経済的両側面から腑分けして検討することが求められている。

筆者はかつて、日向国高千穂郷の庄屋と郷士を取上げ、山村地域の中間層の様相について検討したことがある。⁽²⁾ そこでは、同郷の庄屋の多くは中世期の在地領主やその家臣の系譜を引き、給地や帶刀御免の特権を有し世襲が原則であったこと、彼らは村を越えて郷単位で連携し郷の実質的運営者であったが、あくまで藩権力を背景とするものであったこと、また郷士は当初庄屋と同じような由緒を有し、おもに郷内の治安維持に当たったが、藩財政の窮乏が深刻化するに至ったがい領内からの献納銀が奨励され、それに応じたものを郷士に取立てたため郷内身分秩序の混乱を招き騒動へと発展したこと、村方騒動の激化によりやがて庄屋による郷運営が破綻に追込まれたことなどを明らかにした。これらは、どちらかといえば地域社会における政治的ヘゲモニー主体の研究であり、当該地域の経済的ヘゲ

モニー主体の研究は未だ課題として残されている状況にある。

そこで本稿では、高千穂郷岩戸村の郷士で酒造業を家業とし、周辺村々に対し広範に高利貸業を営む甲斐家を対象に、同家がどのような経緯で経済的ヘゲモニー主体となっていくのか、また同家の經營が周辺地域のなかでどのような意味を持つたのかなどについて、具体的に検討していくことを課題とする。なお、特別に断わらない限り、用いる史料は宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸の甲斐義久家文書である。

一 甲斐家の系譜と発展

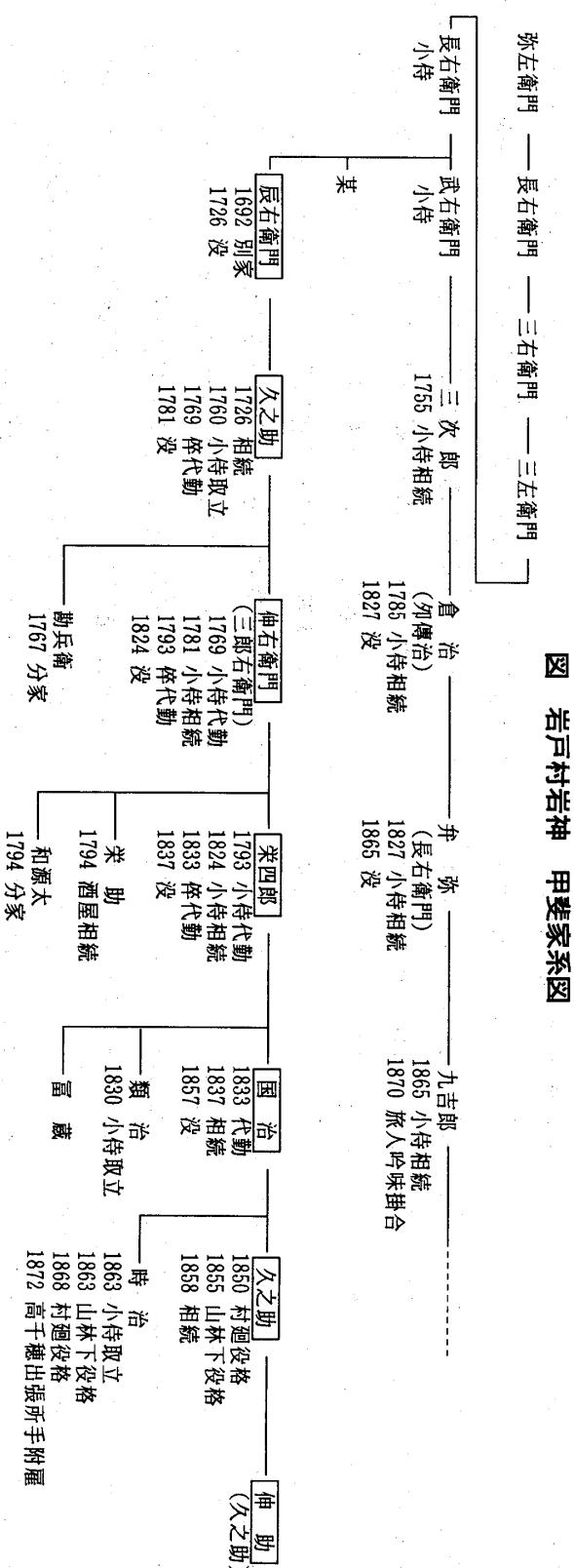
(一) 甲斐家の系譜

現在、同家には安政七年に作成された「由緒書上控」と、慶応一年作成の「由緒書上」、および同村で作成された「岩戸村寺社山伏小侍足輕百姓家名録」⁽³⁾ 等が残る。これらを中心に、同家の系譜をみていく。

高千穂郷岩戸村岩神の甲斐家は二家あり、今回対象とする甲斐（義久）家（屋号若松屋）は元禄五年に小侍家の甲斐長右衛門の三男辰右衛門が「百姓別家」したことに始まる（系図参照）。本家長右衛門家は、元禄十一年四月二十四日改「高千穂小侍面附」⁽⁴⁾ によるに、「元祖弥左衛門・長衛門・三衛門・三左衛門□傳候弁弥」とあることから、同家は近世初頭から同地域に居住していたことがわかる。享保二年、辰右衛門は「岩戸酒屋」として隣村山裏村諸白の与次右衛門から銀二貫目を借用しており、農業の傍らに酒造業に着手し

ていたことが窺える。辰右衛門は享保十一年に病死し、俸の久之助惟重が百姓相続する。元文元年九月、久之助は宮崎郡船引村の黒木弥左衛門から酒株（造高七石余）を買請け、本格的に酒造を始める。酒造業は軌道に乗ったようで、宝曆十年五月には、藩へ御用調達銀を献上することで給地一石を賜り、百姓から小侍に取立てられた。以後、久之助は藩への献納を繰返し、明和元年に三田井村銀札所御用掛を勤めて一人扶持を下賜されたのを皮切りに、翌二年には調達銀献納により褒美銀三〇両下賜、同六年には病身を理由に俸三郎右衛門が小侍代勤となるが、献納により同七・八年にそれぞれ三人扶持を加増されて、計一〇人扶持となっている。

一〇人扶持) を相続した。この三郎右衛門とその次男栄四郎の代は、近同家が急成長を遂げる時期に当たる。三郎右衛門は、翌天明二年に献納により給地一石を加増され、藩馬一疋を下賜されている。寛政五年に病身のため次男栄四郎に小侍を代勤させる一方で、同年に産物方掛合を命じられ、献納により文化元年山林下役格、同八年には高千穂郷小侍中最高格の村廻役格となつた。また文化四年には給地一石加増、同一三年給地五斗を加増される一方、翌十四年には紋附麻絽一具、文政七年紋附小袖を拝領している。



(註)「岩戸村寺社山伏小寺足齋百姓家名録」(岩戸文書)、安政七年「由緒書上控」(甲斐義久家文書)、慶応二年「由緒書上」(同)より作成。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

立てられて別家を立て、同三年には給地七斗を増加されて計四石二斗になった。天保四年には伴国治が小侍を代勤するが、同八年に栄四郎が病死すると、「代勤無滞出精」により小侍と給地三石七斗・一〇人扶持・糲五俵と、紋附・小袖・麻袴の着用を許されている。国治の代も藩との濃密な関係は続き、銀を献納するほかに、天保十一年の幕府巡見使通行時や弘化三年の藩主内藤政義による高千穂郷巡見、安政元年の銀山視察などに自宅を本陣として提供している。それらの「奉公」に対して、国治は山林下役格・村廻役格となり、腰張馬御免、紋附帷子・藤模様（藩主家の家紋）附盃・錫鎚子などを下賜されている。このように、甲斐家は繰返し藩への献納をおこないながら、藩と太いパイプで結ばれ、郷土小侍としての社会的地位を不動のものとするのである。

(二) 小侍と酒屋

小侍であり高利貸・酒造家として、高千穂郷中でも屈指の資産を築いてきた甲斐家であったが、家業である高利貸・酒造経営に精進しながら、一方で小侍身分とそれに付随する家格や給地・扶持・下賜物等の維持・管理に大きな労力を要したことは想像に難くない。特に、献納によって山林下役格や村廻役格となり、高千穂代官のもとで行政に携わる機会が増えるほどに、当然家業の経営に支障を来たすことになる。日常において、家業と小侍勤をどのように遣り繰りするかは、家の存続・繁栄の問題として最重要課題であった。

先述したように、分家して二代目となる久之助は、宝暦十年に小侍に取立てられた後、明和六（一七六九）年病身を理由に伴三郎右

衛門に代勤させているが、代勤期間は久之助が病死する天明元（一七八一）年までの一二年間におよんでいる。三郎右衛門も同年に小侍を相続した後、寛政五（一七九三）年には同じ理由で伴栄四郎に代勤させ、これは三郎右衛門が没する文政七（一八二四）年まで、実に三一年間も続くことになる。同年に小侍を相続した栄四郎も、天保四（一八三三）年に伴国治に代勤させているが、その四年後に没している。表向きは病身をしていているが、息子に小侍を代勤させることで藩権力との繋がりを保持しながら、自らは家業に専念したものと考えられる。次代の国治以降は小侍を代勤させることはなくなるが、それは三郎右衛門によって小侍家と酒造家が分家されたからであった。

三郎右衛門が分家を決意したのは、寛政六年に長男栄四郎とその弟栄助間で起った家督争いだと考えられる。その詳細については明らかでないが、「要用雜記」⁽⁵⁾に「去年中、岩戸村甲斐栄四郎殿兄弟家督争ひ之砌」とあるように、深刻な家督相続争いがあつたようである。兄弟のうち、どちらを本家＝小侍家として藩に奉公させ、分家に家業の酒屋を継がせるかは、社会的地位とともに相当な資産が絡むだけに、三郎右衛門は苦慮したに違いない。三郎右衛門が選んだのは、自分が隠居して生前分与を行うことで、長男栄四郎に小侍を相続させて本家とし、弟栄助には家業である酒屋を継がせることであった。

第1表は、寛政六年八月付で作成された「家督譲引分帳」をまとめたものである。まず、「本家附栄四郎」の分をみてみよう。栄四郎は、小侍家として本宅屋敷をはじめ給地・扶持・刀・脇差・鎧・

乗鞍・押領馬など、小姓に女隠ある。併を相続しつゝ。このせむ
「生れの奉公ある資金しつゝ、田農家がよきめで隠込地主に行
てこた隠通に處どおる「貸田詰文銀」を残り相続した。ただし、
「十折村内隠匿・深角右衛門・隠匿分」を残り相続した。ただし、
隠匿の方は「隠匿置田候」もあら、いわゆる「隠匿右衛門」の隠匿分もこ
れ確実なれど。またト野ト女や牛馬のせむ、田農家の元高にせ
いた三跡・母跡のせむ、貯取分の田裏や三跡も残り本家にせむ。

第1表 寛政六年甲斐家財産一覧

本家分	酒屋分	和源太分	隠居付
本宅家屋鋪 給地膏2石 扶持方11人分 刀2腰（先祖重代） 脇指2腰（”） 鍔筋（”） 捻本（”） 乘鞍1疋分（小道具共に） 押領馬1疋 貸附証文不残（七折村推屋・深角村分は隠居方付） 諸品諸道具（6分渡） 男2人 女1人 雄馬2疋（黒原・栗毛・かしけ） 雄牛1頭（黒原・栗毛・かしけ） 小ぬか10俵（1年分・酒屋より栄助一代末迄） 焼酒から15甕（”・”） 堅木薪50束（”・酒屋より持參栄四郎一代切） 寅秋作（6分渡） 元高附の山野・切野共に不残 酒屋普請節の世話 田畠野山年切に買取分不残 和源太引分の節普請世話 おもん・おうき（酒屋より請取） 酒1年に1石宛（酒屋より請取）	酒屋家屋鋪 酒蔵・酒道具共に 蔵の後口分（木山柴原道限り） 水車場（あらせ共不残） 脇指1腰 的弓矢1揃 肥やし（酒屋入用の外は本家へ相渡） 酒代掛方（去丑月～寅8月迄分） 諸品諸道具（4分渡） 男1人 女1人 雌馬1疋 小ぬか10俵（3斗入・末々迄本家へ相渡） 焼酒から15甕（”・”） 堅木薪50束（年々本家より請取栄四郎一代切） 寅秋作（4分渡） 烟1枚（酒屋敷田4升時） 烟1枚（酒屋前井出端1斗3升時） 本家普請節の世話 和源太引分の節普請世話 おもん・おうき（酒屋より請取） 酒1年に1石宛（三郎右衛門存命中酒屋より渡）	陣高1石2斗5升（当分本家作） 原目向半あらせ不残（”） 煙1枚（中薦33俵相当分本家作） 貸附分（七折村推屋・深角作） 頬母子分（頬母子掛出惣体）	道味1枚と長虫九尺から演へ円あぐの一年分の酒代掛方、煙1枚・ 水車場と鉄口矢1ヶ所・卜男下女・馬を付けられていふ。 このほか、六分が本家、四分が酒屋の配分となつてゐる。また本家か れいのほか小侍家・酒屋間の扶助として、家財諸品および当減牛の 秋作は、六分が本家、四分が酒屋の配分となつてゐる。また本家か れいのほか本家へは粉糠1〇俵・焼酎柄1五甕と、酒屋に入田分以外 の酒屋から本家へは粉糠1〇俵・焼酎柄1五甕と、酒屋に入田分以外

（註）寛政六年寅八月吉日「家督譲引分帳」（甲斐義久家文書）より作成。
このほか、「おふさ・おもん・おきう・おうき」の女子には、馬1疋宛と参宮銀七錢300目宛が与えられている。但し、錢は隠居より相渡すとある。

の肥料、それに一年に酒一石宛を渡すことを定めている。このほか各家で普請がある場合は、それぞれ双方が加勢すること、末弟の和

源太が分家普請の際には双方が世話をすることなどが取決められて

いた。なお和源太には一石二斗五升時田畠と、同村の弥三右衛門から買取った荒瀬、さらに脇指・馬・車轔・戸棚・椀膳を与えるが、これは本人が分家するまで本家で管理するものとしている。隱

居三郎右衛門分としては、七折村の椎屋・深角門へ貸附分と畠一枚（ただし、当分は本家作）、頼母子掛出分を確保している。なお財産は、男兄弟だけでなく「あふさ・おもん・おきう・おうき」ら姉妹にも各々馬一疋宛と、参宮銀として七錢三〇〇日宛を与えている。

この場合、馬は銘々渡すが、錢は集金していないため追々隠居が渡すとしている。甲斐家の資産の大きさに驚かされるが、本家・酒屋のみならず、娘たちや末子和源太に対する三郎右衛門の細やかな配慮と慈愛の情念が伝わってくる。

このように甲斐家では、本家＝小侍家と家業酒屋を分離し、相互扶助させることで相続争いの解決を図った。小侍は当人の生前中に代替わりができないため三郎右衛門が小侍であったが、実質的には榮四郎が代勤した。この榮四郎の時期に、甲斐家は山林下役格や村廻役格となり、給地四石二斗・一〇人扶持・糲五俵の高千穂郷屈指の小侍となるのである。

それでは、藩に対する頻繁な献銀を可能にした甲斐家の資本は、どのようにして獲得され蓄積されたのであろうか。次章では、甲斐家の具体的な経営について検討していく。

二 豪農経営の展開

（一）甲斐家の地主経営

甲斐家の場合、土地集積はどのような状況であったのだろうか。享保十七年から寛政十二年までの名請高を書き上げた「高書上帳」から、その状況を見てみよう。

元禄五年に百姓別家した辰右衛門が、当時どの程度の名請高を有していたかは明らかでない。名請高が確認できるのは、辰右衛門の跡を嗣いだ久之助の代の享保十七年であり、一石八升二合九勺であった。このうち本高は一斗九升五合三勺四才にすぎない。他は中之薦門源八分の八斗四合七勺五才と、申年（享保十三年か）から出作となつた左吉分一石八升二合である。さらに巳（元文二年か）年暮に金左衛門分一石四斗八升五合九勺二才、酉（寛保元年か）年から清兵衛分四斗九升六合、亥（同三年か）には源八分に加えて岩神門の軍七・半之允および下陣門の惣五郎分の出作計三斗三升三合一勺六才が「永代ニ入」となっている。これらは「永代」すなわち永代買入れであり、久之助の名請高に組入れられた。

宝暦二年時の同家の名請高は第2表の通りである。久之助の本高一石九斗六升八合六勺七才に加え、源八・軍七・半之允分と、中ノ蘭門吉右衛門の一石六斗六合二勺四才、有富門銀右衛門の八斗六升四合、下陣門惣五郎出作分六斗八升八合、同門清兵衛出作分四斗九升六合、有富門次郎兵衛の二斗四升六合、岩神門孫六分一石四斗四升二合五勺九才の計八石二斗七升七合一勺四才となっている。本高の約三倍以上の名請高である。なお、この久之助の名請高は、跡継

第2表 宝暦二年甲斐家名請高

	久之助分	内訳			備考
		三郎右衛門	勘兵衛	忠次郎	
本高	石 1.96867	石 1.69322	石 0.27545	石 —	内田高0.21333
中ノ薙門 源八分	0.80475	0.03000	0.77475	—	内田高0.13867
岩神門 軍七分	0.04000	0.04000	—	—	
同門 半之允分	0.12089	0.06979	0.05110	—	
中ノ薙門 吉右衛門分	1.60624	0.66056	—	0.94568	
有富門 銀右衛門分	0.86400	0.45200	0.41200	—	
下陣門 惣五郎分出作	0.68800	0.68800	—	—	出作・田高
同門 清兵衛分出作	0.49600	—	0.49600	—	出作・田高
有富門 次郎兵衛分	0.24600	0.24600	—	—	永代
岩神門 孫六分出作	1.44259	1.44259	—	—	已年より出作
合計	8.27714	5.32216	2.00930	0.94568	

(註)「高書上帳」(岩戸支所文書)より作成。但し、合計のうち三郎右衛門・勘兵衛は計算上の数字。

の三郎右衛門に約三分二に当たる五石三斗二升二合一勺六才、弟勘兵衛へ一石九合三勺、忠兵衛(続柄は不明)に九斗四升五合六勺八才に配分された。その後若干高の出入りがあったが、明和四年に久之助の名請高七才のうち、七才のうち、本家跡取りの三郎右衛門に兵衛に二石四を残し、弟勘一合五勺七才

第3表 天保期甲斐栄四郎名請高

名請人	高	備考
甲斐栄四郎元高 有富門角兵衛高 下陣門伊兵衛	石 4.56157 — 0.24600 — 0.04000	元高 下陣門伊兵衛へ入ル 下陣門伊兵衛へ入ル
小計①	4.27557	元高残り
下陣門伊兵衛ヨリ 中ノ薙門常吉ヨリ 野後門辰五郎ヨリ 岩神門金兵衛ヨリ 岩神門左兵衛ヨリ 岩神門虎八ヨリ 幸助高ヨリ入 金兵衛高ヨリ入 寅八高ヨリ入 伊幸次ヨリ入	0.08000 0.72267 0.10000 0.04000 0.33667 0.50667 0.22143 0.09600 0.16667 0.58400	伊兵衛ヨリ入ル 常吉高ヨリ入ル 辰五郎高ヨリ入ル 金兵衛高ヨリ入ル 文化9年ヨリ入ル 文化13年ヨリ永代入ル 天明3年 文化2年 文化13年 文政11年
小計②	*6.47891	文政13年改
源作高入 栄松高入 喜太郎高入 源作高ニ入ル	0.14000 0.17000 0.17000 — 0.02000	天保2年 天保3年 同年
合計	*6.93891	

(註)「高書上帳」(岩戸支所文書)より作成。—は他者へ譲渡した分。

*は史料上の数字で、合計は一致しない。

斗四升一合三勺を付けて分家させている。天明元年八月、三郎右衛門が当主となり小侍・給地一石・一〇人扶持を相続した。翌年には「御用向出精」として一石を加増されている。小侍給地二石というものは事実上年貢・諸役の免除地であり、さらに下作高として名請高のうち四石分が年貢免除された。甲斐家の場合、この下作高四石のうち三郎右衛門が三石二斗四升五合五勺七才、分家した勘兵衛が七斗五升四合四勺三才で配分している。下作高は小侍家だけでなく、分家にも適用されたことがわかる。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

以後、三郎右衛門は漸次周辺の門から「永代入」地を増加させ、天明四年には弥三右衛門分五斗八升、寛政四年に長五郎分三斗四升、同六年に伴吉以下三人より九斗四升一合、翌七年には弥三右衛門分三斗二升の合計六石七斗四升二合五勺七才、さらに同十二年には七石四斗八升二合五勺七才となっている。天保期になると、第3表に示すように有富門角兵衛高二斗四升六合と下陣門伊兵衛高四升が伊兵衛方へ戻されて、元高は四石二斗七升五合五勺七才に減じ、総計でも六石九斗三升八合九勺一才となっている。なおこの高を、栄四郎が三石一斗二升六合三勺三才、養子類治二石五升六合六勺八才、富蔵一石七斗五升五合九勺に分割している。このように分家創出により名請高は縮小するが、明治初年の地租改正時には、田二四枚・四反八畝一八歩、畠四一枚・五町三畝二六歩、山原野二五カ所・小町四畝二七歩、宅地五カ所・四反五畝七歩、合計一一町二畝一八歩となっている。

(二) 高利貸業の展開

耕地に乏しく山畠や原野が圧倒する高千穂郷において、甲斐家では特に一八世紀後半以降、小規模ではあるが、漸次土地集積が行われたことがわかった。しかし、同家は絶えず分家を創出して分地を繰返しており、その結果名請高七石余という集積した土地の規模、および残された質地証文類を見る限り、甲斐家が積極的に土地集積を推進し、精力的に地主経営を行っていた形跡は認められない。集積した規模については、例えば高千穂郷五ヶ所村の小侍・村廻役の矢津田家が九石余・庄屋家が九石弱であり、村役人家でも五~六石余の名請高を有しているが、同村の平均名請高は二石八斗余であり、それと比べても甲斐家が圧倒的な名請高であったわけではない。ま

た同家に残された証文類のうち、永代売渡証文は一・五%余、売渡証文類は一・四%余に過ぎず、その多くは一年以内の借用証文類や質地証文類である。質地証文の場合、請戻し慣行が明記されているが、請戻しを行うより質入期間の更新や長期年賦化が図られる傾向があった。⁽⁷⁾ 高千穂郷近辺の肥後領益城郡浜町で、甲斐家と同様に酒造業を営む万屋下田家の場合でも、集積した名請地は三町六反八畝歩余で地主的性格はほとんどみられず、同家の急激な資本の増大は高利貸資本への転化と酒造業にあった。⁽⁸⁾

こうしたことを考えると、甲斐家の資本増大も、高千穂郷内での広範な土地集積による地主経営の成果ではなかつたと考えられる。それでは同家の資産増大の契機はどこにあつたのだろうか。以下、高利貸業と酒造業について具体的に検討していく。

甲斐家の高利貸し業について、全容を把握することは困難であるが、同家に残る組別の「証文銀諸品覧帳」や「引合帳」「質地年割山草場証文集」などの帳面類や、夥しい売渡証文類や質地証文類などからその概要を窺うことができる。

第4表は、文化六年の岩戸村五ヶ村組の借銀についてまとめたものである。吉次郎以下二二人の借銀額と利銀、入銀勘定と残額が記載されている。吉次郎の六一〇日のほかは小口の者が多く、平均借銀額は一三五匁余である。この借銀額に利銀を加えた小計①に対し、傳次郎や吉左衛門のようにその一部を芋や煙草・塩などを入れて相殺する者もいるが、大半はそのまま借銀となり、「頬母子書入」や

第4表 文化六年岩戸村五ヶ村組借銀

借主	借銀額	利銀	小計①	その他②	合計①+②	備考
五ヶ村組	匁	匁	匁	匁	匁	
吉次郎	610.000		610.000		610.000	辰ノ元 東岸寺頼母子書入
今朝之丞	10.000		10.000		10.000	巳年分歳賦高40目年賦
今朝八	195.300		195.300		195.300	辰ノ元 煙書入
小次郎	186.000	44.600	230.600	69.400	300.000	吉左衛門頼母子名前内15匁書込
弥傳	86.800	20.800	107.600		107.600	吉左衛門頼母子名前内15匁書込
勝右衛門	126.500	30.500	157.000	73.500	230.500	吉左衛門頼母子名前内10匁書込
由五郎	50.000	12.000	62.000		62.000	午年4/27塩6俵・煙草15斤取
安左衛門	130.300	31.200	161.500	38.700	200.200	午6/29、71匁2受取、残129匁
沢之丞	30.670		30.670	30.670	61.340	高460目15年賦の辰・巳年分利
新五郎	70.700		70.700		70.700	辰ノ元 正之助頼母子書入
喜三次	74.000	17.760	91.760	-6.760	85.000	岡札にて受取、相済
亀松	85.300	20.500	105.800		105.800	辰ノ元 酒代所ニ入
傳次郎	220.000		220.000	*-192.700	27.300	卯11月～頼母子書入、巳芋代引合過
虎松	86.000		86.000		86.000	辰ノ元
吉左衛門	200.000	48.000	248.000	-48.000	200.000	利分は煙草65斤・塩2俵にて取
両右衛門	116.000	27.840	143.840	-27.840	116.000	辰10月烟書入、元ノ元
吉左衛門	20.000		20.000		20.000	辰12月吉左衛門頼母子書入
虎之丞	60.000	20.350	80.350		80.350	巳6月～午9月迄
傳次郎	220.000	52.800	272.800	-154.600	118.200	巳芋代31匁6引、外230匁巳酒代加 △316匁6板木頼母子書入
四郎次	108.000		108.000		108.000	巳11月～烟書入
甚吉	143.000		143.000		143.000	巳11月～烟書入
次六	163.000		163.000		163.000	巳11月～尾戸口頼母子甚右衛門書入
計	2,991.570	326.350	3,317.92	-217.630	3,100.290	

(註)文化六年巳九月「(五)ヶ村組証文銀諸品覚帳」(甲斐義久家文書)より作成。但し、諸品分は略す。

*印および計は、計算上の数字。

「畠書入」とあるように、頼母子や畠が改めて抵当に入れられた。五ヶ村組の場合、利銀を含めた借銀額三貫三二七匁余のうち、入銀は二一七匁余(約六・六%)に過ぎず、残り三貫九九匁余は年賦化されていったと考えられる。

甲斐家に残された証文類は九〇〇点余に上り、墨引などがないため返済できなかつた証文類と考えられる。頼母子証文類を除いて、それらは大きく永代売渡証文類、売渡証文類、借用・預証文類、年賦証文類、および質地証文類に分類できる。現存している分という史料的制約があるため、全体の把握は困難であるが、およその概要を知ることは可能であろう。明和五年以降明治八年まで、年別・各証文類別に記された銀額を単純に合計したものが、第5表である。全時期を通して借用・預証文類が多いが、売渡証文類は天保期までが多く、また質地証文類は天保期以降増加することがわかる。弘化期以降は、銀(七錢)に加えて金がこれに加わってくる。一年平均の借銀額は、銀で約三貫七五一匁余、金が三四両余であった。岩戸村の年貢地子銀と小物成銀、および夫役銀の総計が約一〇貫目余であることを考えると、その額がいかに大きかつたかがわかる。証文は、「年々上納銀差支」「年々追繰差支」など年貢上納の支障を理由とするものが大半であり、返済ができずに証文の書替え更新や長期の年賦化を余儀なくされるケースがほとんどであった。甲斐家では、後述するように借銀を山産物などで相殺する形を取っており、集荷した諸産物を売買する在郷商人としての要素も強く持つようになるのである。

第5表 甲斐家の証文類による貸銀状況

年 年	西暦	永代壳渡証文類	壳渡証文類	借用・預証文類	年譜証文類	質地証文類	合 計	
							現	現
明和 寛政 5	1768 1793	1 1	750,000 47,070		1 1	3,400,000 38,000	1 1	750,000 38,000
享和 文化 2	1799 1801 1802 1803	1 2 3 4	1796 1800 1805 1807 1808	80,000 596,000 686,000 788,100 832,900 3,073,900 648,100 1,564,500 910,000 2,672,330 8,351,000 4,463,000 3,250,500 4,230,900 7,025,500 155,000 750,000 74,400 1,150,000 100,000 517,900 1,875,000 277,616 500,000 160,000 520,600 779,000 1,105,630 1,329,700 2,990,110 3,322,380 552,580 1,208,190 418,200 520,600 779,000 3,040,000 520,000 6,195,230 8,502,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 1,395,800 325,000 8,029,24 2,138,300 5,252,770 658,800 60,000 100,000 186,000 281,600 1,000,000 400,000 1,292,000 1,292,000 360,000 4,215,110	80,000 686,000 5,359,900 3,493,900 885,100 2,554,500 910,000 2,897,330 8,351,000 4,463,000 3,788,500 4,230,900 8,483,500 355,000 1,250,000 6,500,000 982,100 9,555,800 277,616 1,487,700 2,981,100 520,600 1,961,000 6,195,230 8,502,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 2,752,700 3,778,400 9,615,240 16,613,200 14,184,970 11,117,820 3,503,300 17,555,310	80,000 686,000 5,359,900 3,493,900 885,100 2,554,500 910,000 2,897,330 8,351,000 4,463,000 3,788,500 4,230,900 8,483,500 355,000 1,250,000 6,500,000 982,100 9,555,800 277,616 1,487,700 2,981,100 520,600 1,961,000 6,195,230 8,502,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 2,752,700 3,778,400 9,615,240 16,613,200 14,184,970 11,117,820 3,503,300 17,555,310		
天保 5	1809 1810 1811 1812 1813	1 1 1 1 1	1805 1806 1807 1808 1809	160,000 237,000 6 6 6	1 1 1 1 1	260,000 225,000 4,230,900 7,025,500 155,000 750,000 74,400 1,150,000 100,000 517,900 1,875,000 277,616 500,000 160,000 520,600 779,000 1,105,630 1,329,700 2,990,110 3,322,380 552,580 1,208,190 418,200 520,600 779,000 3,040,000 520,000 6,195,230 8,502,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 1,395,800 325,000 8,029,24 2,138,300 5,252,770 658,800 60,000 100,000 186,000 281,600 1,000,000 400,000 1,292,000 1,292,000 360,000 4,215,110	80,000 686,000 5,359,900 3,493,900 885,100 2,554,500 910,000 2,897,330 8,351,000 4,463,000 3,788,500 4,230,900 8,483,500 355,000 1,250,000 6,500,000 982,100 9,555,800 277,616 1,487,700 2,981,100 520,600 1,961,000 6,195,230 8,502,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 2,752,700 3,778,400 9,615,240 16,613,200 14,184,970 11,117,820 3,503,300 17,555,310	
文政 2	1814 1815 1816 1817 1818	1 1 1 1 1	1810 1811 1812 1813 1814	288,000 371,000 5,275,600 374,200 7,690,800	1 1 1 1 1	1,087,000 200,000 500,000 100,000 1,875,000	1 1 1 1 1	288,000 371,000 5,275,600 374,200 7,690,800
1819 3	1820 3	1	1821 1822	737,700 2,981,100	1 1	250,000 258,200	1 1	737,700 2,981,100
4	1823	1						
5	1824	1						
6	1825	1						
7	1826	1						
8	1827	1						
9	1828	1						
10	1829	1						
11	1830	1						
12	1831	1						
13	1832	1						
14	1833	1						
15	1834	1						
16	1835	1						
17	1836	1						
18	1837	1						
19	1838	1						
20	1839	1						
21	1840	1						
22	1841	1						
23	1842	1						
24	1843	1						

宮崎公立大学人文学部紀要 第12巻 第1号

年	西暦	永代壳渡証文類	壳渡証文類	借用・預証文類	年証文類	質地証文類	合計	
							年	月
弘化 年	1844 1	4,000.00	久	久	久	久	12	久
	1845 2						8,218.440	久
	1846 3						3,579.600	久
	1847 4						4,149.300	久
嘉永 年	1848 1						1,888.000	久
	1849 2						8,585.000	久
	1850 3						10,680.000	久
	1851 4						6,346.600	久
安政 年	1852 5						78.10	久
	1853 6						17.30	久
	1854 7						24.00	久
	1855 8						5.10	久
万延 年	1856 1	4,584.600	久	久	久	久	15.20	久
	1857 2	3分2•1.059.00	久	久	久	久	0.32	久
	1858 3	3分2•330.300	久	久	久	久	4,985.000	久
	1859 4	28両23.1.672.600	久	久	久	久	1,672.600	久
	1860 5	127.000	久	久	久	久	112.15	久
元治 年	1861 1	658.000	久	久	久	久	127.000	久
	1862 2	5両00	久	久	久	久	2,556.000	久
	1863 3	2,154.000	酒	酒	酒	酒	2.00	酒
元治 年	1864 1	15両00	14両10•1.361.00	14両10•1.361.00	14両10•1.361.00	14両10•1.361.00	2,134.000	13.00
	1865 2	—	5両00•445.00	5両00•445.00	5両00•445.00	5両00•445.00	1,199.400	6.20
明治 年	1866 3	3	6両00•1,445.00	6両00•1,445.00	6両00•1,445.00	6両00•1,445.00	742.300	5.30
	1867 4	10両00•463.740	—	—	—	—	3,270.000	3.20
	1868 5	3両10•1,070.00	3両10•1,070.00	3両10•1,070.00	3両10•1,070.00	3両10•1,070.00	1,395.400	25.10
	1869 6	1,150.00	1,150.00	1,150.00	1,150.00	1,150.00	71.10	1,150.00
	1870 7	1	1両22	1両22	1両22	1両22	42.10	125.10
	1871 8	2	7円30	7円30	7円30	7円30	40.05	7円30
	1872 9	1	—	—	—	—	57.10	—
	1873 10	3	9両00•1,000.0	9両00•1,000.0	9両00•1,000.0	9両00•1,000.0	9.00	9.00
	1874 11	0	5	5	5	5	24.12	5
	1875 12	1	1	1	1	1	1.22	1

(註) 中文義人家文書中の此文類は全部作成。臣、親母子、無令庚辰守分は、御承認を含む。一部正直△相場はすべて単純に合計した計算による。銀は七錢で、五錢で、正直△相場は、ヨーロッパの通貨である。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

(三) 酒造と販売

石高制社会において、米を原料とする酒造業が為政者の厳重な統制を受けたことは改めて言うまでもない。延岡藩でも酒造に対する規制は早い時期からみられ、寛永十九年に尾末村金十郎に与えられた新酒作り免状では、臼杵郡一帯での売酒が厳禁されており、藩の厳しい統制下にあったことが窺われる。^⑩ 肥後領益城郡浜町では、元禄期に五軒の造酒屋が繁栄していたといわれるが、高千穂郷でも貞享三年に郡代が高千穂代官・庄屋および百姓中に對して出した教諭書^⑪三七条のうち、四条が飲酒や隠酒売に関するものであり、特に「在々隠酒売数多有之由相聞候」と隠酒売が広範に行われていたことがわかる。また、元禄三年十一月の高千穂郷愁訴で提出された口上書^⑫では、「高知尾所々酒場御座候故、酒殊之外高直ニ御座候而、被成、売場ニハ立銀上納被仰付置候故、御口屋ニハ御口銀御取、村中之いたミニテ御座候」と、口銀や立銀（売上税）のため酒直段が高値となるとして、その免除を要求している。高千穂郷内で造られた酒が、郷内各地で販売・消費されるとともに、口屋を通して他領へ移出されていたことがわかる。

高千穂郷の酒屋をみると、天明八年時の酒株高は一二〇石から四斗五合まで格差が大きく、全体として小規模経営が多いのが特徴である。^⑬ 軒数は城下とほぼ同数の一八軒、平均酒造高は一三七石余であった。元禄期に郷内で九軒の酒屋が天明期には一八軒に倍増しており、山間地高千穂郷でも酒造技術が浸透し、原料米の確保が可能となつたため、小規模ではあるが酒造株を取得し酒造業に携わる百姓数の増加に繋がつたとみられる。ちなみに天明八年の延岡領内の

平均酒造高は、城下町で四六二石余、宮崎郡で二一四石余であった。

さて、現在甲斐家には数多くの証文類と酒造関係の帳簿類が残されているが、長期間に亘って網羅的に經營がわかるものではないため、經營状況を知りうる時期がある程度限定されるのは避けられない。これらの帳簿類のうち、比較的まとまっている天保期についてみていただきたい。

第6表 天保二～五年甲斐家酒仕込高

	天保2年	天保3年	天保4年	天保5年
買 御 入 払 計 米 米 ①	石 120.000 43.300 163.300	石 139.800 55.400 195.200	石 48.900 38.600 87.500	石 108.000 41.000 149.000
諸 引 高 ②	21.610	29.750	14.305	24.150
実仕込高①-②	141.690	165.450	73.195	124.850

（註）天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」（甲斐義久家文書）より作成。

馬見原町から一一〇～一四〇石前後を買入れる分と、藩からの払米四〇石前後の計約一五〇～一九〇石ほど（①）で、これから米買行の小使銀や駄賃銀・口銀などの雜費（②）を差引くと、實際の仕込高は約一二〇～一六〇石ほどである。買入れ米の多くは、第7表に示すように肥後熊本藩の在町である馬見原町の商人たちから買入

第7表 天保三年仕込みの買入先

月 日	俵数	代 銀	買 入 先
9/11	俵 30	匁 1,072.5	肥後馬見原町豊前屋
"	16	572.0	肥後馬見原町間敷屋
9/25	30	1,075.5	"
10/18	10	357.0	肥後馬見原町
11/ 6	50	1,650.0	肥後馬見原町吉野屋
11/26	100	3,600.0	肥後馬見原町豊前屋
閏11/ 8	100	3,500.0	"
" 11/11	50	1,825.0	肥後馬見原吉野屋
" 11/26	70	2,380.0	肥後馬見原豊前屋
12/11	8	264.0	左吉
"	8	320.0	上野村・下野村・鶴町
12/15	40	1,600.0	三田井村浅ヶ部
合 計	512	18,216.0	

(註) 天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」(甲斐義久家文書) より作成。但し閏11月26日分は岩戸村野方野の新助への米30俵・代銀1貫20目分を差引いた残り分。
代銀合計は計算上の数字。

第8表 天保三~五年酒造勘定

	天保 2 年	天保 3 年	天保 4 年	天保 5 年
現 入 札 諸品買入代	匁 25,459.94 17,882.73	匁 25,830.69 24,012.37	匁 17,475.49 13,696.71	匁 20,609.37 17,243.98
小 計 ①	43,342.67	49,843.06	31,172.20	37,853.35
米代 <small>ノ</small> 高 諸雜用費 その他 ③	27,637.13 6,116.82	27,352.05 7,619.84 1,289.78	18,996.29 5,712.38	22,684.68 6,293.96 118.80
支 出 <small>メ</small> ④	33,753.95	36,261.67	24,708.67	29,097.44
利 益 ①-④	9,588.72	13,581.39	6,463.53	*8,755.91

(註) 天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」(甲斐義久家文書) より作成。*計算上の数字。

「現入札」の銀額が突出しているが、これは所謂入銀予定の元金との周辺村から、少量ではあるが個人的な買入がみられる。

天保期の同家の酒造勘定をまとめると、第8表のようになる。費用は、大きく入銀メ①、米代ノ高②、諸雜用一切メ高③、支出メ④、およびその差引利に分けられる。まず入銀メ①をみると、各年とも大きく入銀メ①をみると、各年とも

経営費や駄賃銀、酒造のための薪などの原料費、煙草・苧・麦・唐黍などの産物買入れ代などがあり、毎年三~四九貫目余に上る。これに対して米代ノ高②と諸雜用一切メ高③を加えたものが支出メ④である。諸雜用一切メ高③として計上された費用の中には、進物酒代や麦唐黍代・火繩代・売場入用諸小買一切メ高・紙代等、①と重複する費目・銀額のものが少くない。後に支出される予定の費目が収入として計上されており、これはあらかじめ必要な費目で予算として組み、後に実際掛かった費用で相殺したものと考えられる。こうして差引き勘定がなされ、実際の利益は減醸令のあつた天保四年でも六貫四六三匁余、前年は二三貫五七一匁余で、この時期の利益は平均九貫目余となっている。史料上の制限により、長期的展望を知り得ないのが残念であるが、原料米を他領からの移入に大きく依存し、諸雜用のうち杜氏給銀や飯米・駄賃・手間賃などが四割以上も占めるなかで、酒造経営から得られる収益が絶対であったとは考え難い。

甲斐家で醸造された酒は、地域においてどのように販売されたのであろうか。同家に残る年单位で販売した酒量と代銀を、村別・組別に記した「酒代書抜帳」をもとに、文化七年分の酒販売の状況を示し

考えられる。以下、下野村や周辺地域での酒販売代、酒場・車場の経営費や駄賃銀、酒造のための薪などの原料費、煙草・苧・麦・唐黍などの産物買入れ代などがあり、毎年三~四九貫目余に上る。これに対して米代ノ高②と諸雜用一切メ高③を加えたものが支出メ④である。諸雜用一切メ高③として計上された費用の中には、進物酒代や麦唐黍代・火繩代・売場入用諸小買一切メ高・紙代等、①と重複する費目・銀額のものが少くない。後に支出される予定の費目が収入として計上されており、これはあらかじめ必要な費目で予算として組み、後に実際掛かった費用で相殺したものと考えられる。こうして差引き勘定がなされ、実際の利益は減醸令のあつた天保四年でも六貫四六三匁余、前年は二三貫五七一匁余で、この時期の利益は平均九貫目余となっている。史料上の制限により、長期的展望を知り得ないのが残念であるが、原料米を他領からの移入に大きく依存し、諸雜用のうち杜氏給銀や飯米・駄賃・手間賃などが四割以上も占めるなかで、酒造経営から得られる収益が絶対であったとは考え難い。

甲斐家で醸造された酒は、地域においてどのように販売されたのであろうか。同家に残る年单位で販売した酒量と代銀を、村別・組別に記した「酒代書抜帳」をもとに、文化七年分の酒販売の状況を示し

第9表 文化七年酒販売状況

	買入数	酒代△	1人当酒代
岩戸村 永野内組 野方村組 五ヶ村組 上土路組 東岸寺組	人 64 91 66 70 29 59	匁 7,379.25 7,588.17 6,007.78 4,280.52 2,306.04 9,182.22	匁 115.30 83.39 91.03 61.15 79.52 155.63
山三田 裏井折 田井村	95 53 26	5,423.92 2,692.39 1,469.76	57.09 50.80 56.53

(註) 文化七年九月「酒代書抜帳」(甲斐義久家文書)より作成。
但、酒代には借用銀も若干含む。

たものが第9表である。
但し、酒代には当年の借用銀とともに含まれているため全額が酒代でないことに注意する必要がある。

これによると、酒販売

(二) 酒代勘定の仕組み

地域は岩戸村内の永野内組以下野方野・五ヶ村・上村・土路久・東岸寺の六組と、周辺の山裏村・三田井村・七折村に亘っている。各村・組ともに、酒買入れが広範に亘って行われ、かなりの量の飲酒がなされていたことに驚かされるが、日々の飲酒や贈答に加えて、

飲酒を伴う儀礼が多かったこともその要因の一つであろう。岩戸村では、買入数三七九人の酒代三六匁七四三匁余で、一人当たりの買酒代は九六匁九分五厘に上る。村内でも東岸寺組が一番多く、同組の買酒代は村平均の約一・六倍、山裏村など他村平均の約一・八倍にも上っている。全体的に岩戸村の一人当たりの酒代が他村に比して多いが、酒造元の村であると同時に、同村にある鉱山に従事する労働者層の存在も大きかったであろう。

以上、岩戸村甲斐家の酒造生産について、断片的な史料から同家

の経営を概観してきた。次章では、甲斐家から販売された酒代銀を、各人がどのような形で代銀返済を行っていたのかについて考えてみたい。

三 山産物の集荷と販売

地域において酒が広範囲に出回り、各人がかなりの量を購入していることを確認したが、それでは各人たちはその酒代をどのように支払っていたのだろうか。文政十年「東岸寺組酒代勘定帳」から、岩戸村東岸寺組の酒代銀勘定についてまとめたものが第10表である。東岸寺組は岩戸村六組の一つで、甲斐家酒造場のある岩神よりさらには岩戸川上流の北側に位置する、組高七九石余・籠数五五軒の組である。⁽¹⁵⁾ 帳面には五四人分の酒代・通代の合計と、その支払い勘定が記載されている。酒代は、(1)喜兵衛の九五五匁余から⁽¹⁶⁾今朝松の一匁五分四厘まで差が大きいが、平均は七九匁余である。これに酒代とは別の借銀をえたものが小計①である。これに対して支払勘定は、費目の略されたものが多く、岡藩札での支払いや個人間で相殺して支払うなど複雑であり、費目として「その他」とせざるを得ないものも少なくない。例えば⁽⁵⁾佐久弥の場合、酒代二三二匁五分二厘に対しても煙草二丸代一〇〇目と苧三貫目代七二匁の計一七二匁を入れ、差引き六〇目五分二厘とその利一四匁五分二厘の計七五匁四厘が不足となっている。過渡分▲が九例あるが、残り四五人は返済不足であり、酒代その他の計五貫五一九匁余①に対しても、苧代一

第10表 文政十年東岸寺組酒代勘定

	酒代	通代・他	小計①	李代	煙草代	その他	入金計②	差引①・②	利足	合計	備考
(1)喜 兵衛郎	955.90	久	955.90	久	96.60	786.80	959.90	▲ 4.00	久	▲ 4.00	過渡
(2)久 右衛門	738.66	久	738.66	久	70.00	24.00	523.58	617.58	▲ 121.08	150.10	▲ 39.90
(3)常右衛門	383.70	久	383.70	久	218.00	42.50	163.10	423.60	▲ 39.90	96.67	煙草2丸=1済
(4)佐藤勇吉	311.72	52.50	364.22	久	124.28	100.00	144.27	288.55	▲ 60.52	14.52	1.00
(5)佐 久	232.52	52.50	232.52	久	72.00	144.36	70.90	172.00	0.00	75.04	久五郎・浅平・喜平分
(6)傳 五郎	144.36	52.50	144.36	久	50.46	23.00	144.36	150.00	19.25	10.72	29.97
(7)福 右衛門	141.10	28.15	169.25	久	81.00	64.50	4.50	84.10	116.62	34.85	151.47
(8)若 太郎	128.48	72.24	200.72	久	76.00	8.10	96.78	96.78	23.22	120.00	120.00
(9)舟 太次	88.38	8.40	96.78	久	44.26	42.52	44.26	42.52	42.52	42.52	煙草6斤半、1/28済
(10)舟 太次	83.61	3.17	86.78	久	59.80	59.80	59.80	59.80	50.56	0.56	過渡
(11)治 金	60.36	60.36	68.58	久	35.00	35.00	60.60	60.60	7.98	4.02	12.00
(12)金 平	58.73	9.85	78.47	久	116.20	116.20	119.32	▲ 3.00	0.72	0.72	過渡
(13)知 金	37.85	57.46	65.23	久	122.69	122.69	122.69	122.69	19.99	19.99	19.99
(14)舟 太郎	57.10	82.15	139.25	久	52.01	10.54	62.55	62.55	76.70	18.40	95.10
(15)佐 右衛門	51.21	104.04	155.25	久	52.00	56.25	103.65	103.65	51.60	12.38	63.98
(16)喜 右衛門	48.02	189.52	237.54	久	42.54	42.54	187.54	187.54	50.00	5.00	55.00
(17)喜 右衛門	43.04	10.00	53.04	久	50.24	22.96	22.96	22.96	53.04	6.36	過渡
(18)庄 七郎	40.39	9.85	50.24	久	50.00	24.33	74.33	▲ 0.95	0.95	0.95	過渡
(19)秀 七郎	39.51	33.87	73.38	久	10.74	49.24	49.24	49.24	0.00	0.00	0.00
(20)久 殿	38.50	10.74	39.50	久	2.30	22.80	22.80	22.80	16.70	4.00	20.70
(21)定 四	37.20	39.50	21.20	久	2.30	26.60	47.80	5.04	5.04	5.04	煙草=済
(22)力 瓜	36.47	16.37	52.84	久	4.05	39.51	34.50	34.50	6.21	1.20	23.7
(23)辰 金	36.47	16.37	52.84	久	2.30	34.47	36.77	36.77	13.50	33.88	33.88
(24)宇 吉	35.46	2.30	33.88	久	33.88	33.88	33.88	33.88	9.85	9.85	金治分二入
(25)久 殿	34.47	2.30	33.88	久	33.88	33.88	33.88	33.88	7.00	7.00	過渡
(26)虎 金	33.88	2.30	33.88	久	33.88	33.88	33.88	33.88	0.00	0.00	過渡
(27)吉 右衛門	33.85	59.24	90.00	久	83.00	24.00	83.00	83.00	7.00	0.55	11人ヨリ2久3分出煙草二
(28)若 久	30.76	26.30	26.30	久	24.00	24.00	24.00	24.00	2.30	0.00	受取
(29)久 殿	26.30	1.11	27.33	久	27.33	2.16	27.33	27.33	13.02	13.02	1/20受取
(30)代 次	26.22	3.06	27.02	久	27.02	14.00	14.00	14.00	4.08	4.08	4.08
(31)力 右衛門	23.96	6.40	28.08	久	24.00	24.00	24.00	24.00	18.31	0.00	煙草二済
(32)勝 左衛門	21.68	18.31	36.00	久	1.60	37.60	17.92	17.92	17.92	17.92	煙草二済
(33)定 吉	18.31	36.00	55.52	久	38.30	125.20	0.00	0.00	0.00	0.00	過渡
(34)金 平	15.86	39.66	86.90	久	10.00	1.20	11.20	47.35	13.54	47.35	前常右衛門分二入煙草二済
(35)平 錦	15.60	10.90	125.20	久	10.00	0.00	0.00	13.54	3.45	3.45	李二済
(36)鶴 太	15.33	43.22	58.55	久	10.00	0.00	0.00	13.54	0.00	0.00	過渡、新規二入
(37)源 太	13.54	13.54	10.00	久	10.00	0.00	0.00	13.54	0.00	0.00	2丸35丸八赤・力衛門分唐
(38)直 三	13.45	13.45	13.45	久	13.13	0.00	0.00	13.54	0.00	0.00	泰ニテ済
(39)龍 五	13.13	3.00	3.00	久	3.00	▲ 2.27	▲ 1.22	▲ 1.22	▲ 1.22	▲ 1.22	喜兵衛米代ハ
(40)字 三	12.44	21.78	23.00	久	8.83	6.83	8.83	8.83	4.70	5.24	5.24
(41)平 三	10.30	11.23	13.53	久	12.07	73.60	▲ 0.43	▲ 0.43	▲ 0.43	▲ 0.43	▲ 0.43
(42)吉 三	9.84	2.23	8.11	久	8.11	5.25	2.86	0.69	0.69	3.55	3.55
(43)は 三	6.45	64.56	8.11	久	7.24	0.00	7.24	1.73	8.97	8.97	過渡
(44)鷹 三	8.11	8.11	7.24	久	3.86	▲ 1.00	▲ 1.00	▲ 1.00	6.14	6.14	過渡
(45)字 三	3.86	3.48	3.48	久	3.48	10.00	3.48	3.48	3.48	3.48	煙草代済
(46)萬 三	3.48	3.48	25.35	久	25.35	25.30	25.30	25.30	3.50	4.65	3.48
(47)吉 三	2.64	2.64	28.30	久	28.30	20.00	20.00	20.00	▲ 15.70	▲ 15.70	8.15
(48)さ 三	2.16	2.16	49.26	久	49.26	10.00	68.00	68.00	▲ 2.64	▲ 2.64	過渡
(49)万 三	1.54	34.71	36.25	久	36.25	12.45	10.00	10.00	▲ 1.14	▲ 1.14	▲ 1.14
合 計	4,228.67	1,240.90	5,519.57	久	1,213.69	2,059.07	4,496.56	1,023.01	1,77.72	1,200.73	1,200.73

(註) 文政十年十月「東岸寺組酒代勘定帳」(甲斐義久家文書)より作成。小計①には割合分や利子等を含む。▲は過渡分。数字は計算上の数字。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

第11表 天保六年若松屋薪買入状況

薪 売 人	薪(貫目)	代銀(匁)	備 考
(1) 工 両	2,750	131.420	酒代にて済
(2) 紋 七	1,475	84.280	
(3) 駒 治	1,420	81.100	
(4) 利 三	1,300	74.260	酒代46匁30引
(5) 忠 次	1,125	64.280	酒代所に出す
(6) 岩 次	1,120	63.420	酒代7分引
(7) 宗 吉	1,100	62.850	酒代2匁引
(8) 栄 吉	1,050	60.000	
(9) 久 次	1,022	58.400	
(10) 仲 治	950	54.200	
(11) 定 吉	912	52.110	
(12) 喜 藤	870	49.700	酒代にて済
(13) 林 治	835	47.710	酒代9匁97引
(14) 金蔵 休	835	47.710	酒代11匁97引
(15) 繼 平	825	47.140	酒代引6匁15引
(16) 外太郎 松 蔵	770	44.000	酒代4匁25引
(17) 勝 三	720	41.140	
(18) 只 吉	560	32.000	酒代にて済
(19) 伴 作	525	30.000	酒代14匁引
(20) 甲 弁 殿	500	28.550	酒代16匁67・紙代4匁50引
(21) 作 弥 宇 幸	500	28.570	酒代1人前14匁28引
(22) 弥 五 郎	470	26.800	
(23) 今 朝	470	26.850	
(24) 岩 次	447	24.680	
(25) 利 三	420	18.000	酒代勘定帳に出す
(26) 利 三	418	23.880	
(27) 為 治	380	21.710	酒代にて済
(28) 伴 作	370	16.850	酒代にて済
(29) 光 次	350	20.000	
(30) 田 兵	320	18.280	10匁両吉渡、残酒代にて済
(31) 伊 三	310	17.710	酒代16匁40引
(32) 紋 寅	299	16.500	
(33) 寅 市	288	16.450	
(34) 弥 三 次	280	16.000	蔵酒・糠代7匁30、残酒代にて済
(35) 房 吉	276	15.770	
(36) 伊郎次 勘	260	14.850	酒代10匁73引
(37) 弥 三 次	220	12.570	酒代9匁75引
(38) 伊 郎	200	11.400	酒代にて済
(39) 佐 藤	195	11.140	酒代にて済
(40) 覚	190	10.850	
(41) 松 藏	168	9.600	
(42) 文 吉	160	9.140	
(43) 伊 三	156	8.910	酒代7匁引
(44) 寅 八	130	7.420	酒代にて済
(45) 林 郎	126	7.200	酒代にて済
(46) 常 五	124	7.080	
(47) 熊 太	120	6.850	
(48) 常 太	115	6.270	
(49) 要 吉	110	6.280	
(50) 今 朝	90	5.140	
(51) 政 治	70	3.000	酒代にて済
(52) 林 次	60	3.420	
(53) 伊 三	54	3.080	酒代にて済
(54) 幸 七	54	3.080	
(55) 覚 弥	52	2.970	酒代にて済
(56) 幸 助	40	2.280	
(57) 才 助	40	2.280	酒代にて済
(58) 光次 文 吉	23	1.020	
(59) 伊 三 次		3.220	両度分過銀、酒代引合勘定済
合 計	29,019	1,621.370	

(註) 天保六年八月「薪木買入帳」(甲斐義久家文書)より作成。合計は計算上の数字。

第12表 天保七年若松屋麻苧買入狀況

(註) 天保七年申二月吉日「麻苧買入帳」(甲斐義久家文書) より作成。

合計は計算上の数字。中紙1束は苧1貫目分に相当か。

貫二二三匁余、煙草代一
合わせて入銀合計②は四
貫四九六匁余と、返済率
は約八一・五%になる。
なおこの場合、全体の約
四四・二%に当たる二貫
四三七匁余が、高千穂郷
の特産物である麻苧と煙
草で返済されている。こ
のように、酒代ほか用銀
の支払いは、代銀のかわ
りに麻苧や煙草・唐黍・
薪・茶・菜種などの現產
物や、駄賃銀・小使賃・
奉公賃銀などの労働現夫
などで相殺されたのであ
る。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

第13表 野方野組菊治の手間差引勘定

期間	手間人	行先・他
亥 2/～	2人 9 3 8 2 4 2 2 2 4 19 6	峰 山裏 峰 土路久上村方 東岸寺・板木 峰 落立・峰 野方野 落立 土路久 一
寅 1/12～15 3/12～20 閏 3/17～29 4/15～20 6/14～18 6/27～7/4 7/ 7/17 8/12～29 9/28 10/18～11/21 11/23～12/4 卯 2/23～晦 2/13～14 2/6～7 2/14～28 3/07～13 4/04～20 4/26～5/4 " 6/5 6/6 6/19～29 9/01～12/30	4 14 13 6 5 8 2 1 15 13 34 11 8 2 2 15 6 7 9 1 1 1 7 116	野方野・大平廻り 火入 寺尾 かや受取 火入 小家口つし
合計 (寅・卯年分)	301	12/30改 代602匁 差引25匁2不足

(註) 文政13年「歳季日雇帳」(甲斐義久家文書)より作成。
野方野組菊治(借銀627匁2分)の分。

であり、諸雑用費のなかでも最大であった。薪売人五九人から薪一九〇一九貫目、その代銀一貫六二一匁余が書上げられており、一人平均四九一貫目余・代銀二七匁、このうち半数以上が薪代銀を酒代に充てていることが分かる。また第12表は、翌天保七年の麻苧の買入れ状況を示したものである。一二三月にかけて、東岸寺や野方野・神楽尾・板木・尾谷など、若松屋周辺の村々の延べ三九人から麻苧六五貫八〇目・代銀一貫五七八匁余が支払われているが、これも酒代や借用銀と相殺されたと考えられる。

産物のほか、労働力すなわち手間賃で相殺されたものも多い。第13表は、野方野村の菊治の手間を示したものである。菊治には、甲斐家に六二七匁二分の借銀があったが、文政十三年に一二六日、翌年末に一人分二匁として計上された上で相殺される。菊治の場合、文政十三・十四年の二年間に計三〇一日分六〇二匁が元銀より差引かれ、残り二五匁二分となっている。

(二) 産物の集荷と販売

甲斐家には借銀返済として多くの産物が集荷されたが、それらは主に延岡城下や肥後領馬見原町の商人らへ販売された。第14表は、

断片的ではあるが、文化七～文政十年に延岡城下町の竹田屋との、菜種子と糸・綿糸・筵綿・肴代などがあり、これを菜種子・煙草その他の取引勘定を示したものである。品代として鍋・羽釜・染代・繩・縫糸・筵綿・肴代などがあり、これを綿屋七兵衛との取引きでは、白唐木綿・染代・金赤水引・蝶燭・髪附・枕・半紙・晒木綿・浅黄小紋・縞織物・袴・中綿・結糸・木綿・妻立針・籠・膏薬・茯苓などの生活用品のほか、塩・切昆布・鵝冠海苔・水蒟蒻・割昆布・白胡

第14表 文化～文政期延岡城下竹田屋との取引勘定

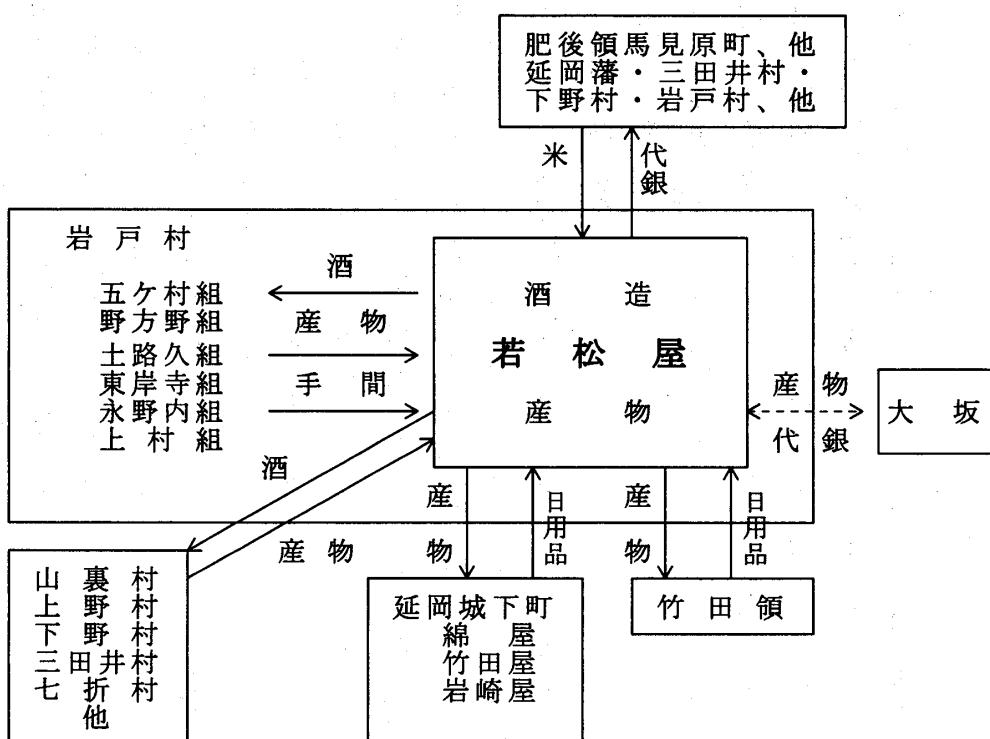
年	品代計	入銀			払計	差引
		種子代	煙草代	他		
文化7(1810)	3,627.97	勿	勿	勿	勿	勿
文化10(1813)	8,272.05	—	3,087.24	894.97	3,982.21	4,289.84
文化13(1816)	9,930.64	—	8,013.68	119.26	8,132.94	1,797.70
文政2(1819)	1,006.50	—	—	—	850.00	156.50
〃5(1822)	4,652.51	1,474.09	—	2,452.56	3,926.65	725.86
〃8(1825)	5,276.52	—	2,816.90	454.78	3,271.68	2,004.84
〃9(1826)	8,295.34	1,851.07	6,676.25	269.99	8,797.31	501.97
〃10(1827)	12,290.70	—	6,458.28	1,400.86	7,854.14	4,436.56

(註)「惣勘定目録」(125・131・132・166・169・171・172・173)より作成。

表中「—」は無記載、「(入銀)他」は計算上の数字。

小倉帶などの嗜好品・教
材・白砂糖などの贅沢品
ともいえる食合類・煙管・
鯛・蒲鉾・菓子昆布・丸
菜種子などの産物で差引
勘定されている。
若松屋をめぐる酒販売
と産物の集荷・取引勘定
についてまとめるに、図
のようになる。周辺の村々
に酒を販売し、その代銀
を山産物もしくは労働で
集荷して、それを城下町
や隣藩の在郷町に送り、
引替えに日用品はもとよ
り高価な嗜好品まで調達
していたのである。

図 若松屋の酒販売と産物勘定関係略図



結びにかえて

以上、山村における豪農経営について、日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村で高利貸業や酒造業を営む若松屋甲斐家を例に概観してきた。小稿で明らかにしたことをまとめ、結びにかえたい。

甲斐家は、元禄五年に岩戸村岩神の小侍甲斐長右衛門の三男辰右衛門が百姓分家したことに始まる。享保年間に酒造業に着手し、元文元年からは酒株を購入して本格的な酒造業を開始した。酒造業は成功し、宝暦十年には藩への御用調達銀上納により、給地一石の小侍に取立てられる。以後、同家は献納を繰返し、天保年間までに給地三石七斗・一〇人扶持・糲五俵と、紋付・小袖・麻袴を拝領し、山林下役格や村廻役格などを勤めている。

甲斐家の豪農経営の特徴は、平野部と異なり、積極的な土地集積は見られず、その結果広範な地主経営が展開しなかつたということである。甲斐家では、高利貸や酒販売による借財の担保は畠作地であったが、あくまで質地という形で永代売買は稀であった。非米作地域での生産性の問題もあり、今後山村の土地所持の意味を考えていく必要がある。

甲斐家の家業のうち、中心は高利貸業と酒造業であった。同家に残る証文類をみると、年平均の借付銀額は銀三貫七五一匁余、金三四両余であり、岩戸村の年貢地子銀・夫役銀の総計が一〇貫目余であることからも、その額の大きさが窺える。山村の不安定な生産性もあり、居村はもちろん周辺村々の百姓たちは、何らかの形で甲斐家と高利貸関係で繋がっていたと考えられる。一方酒造業は、天保

期をみると、藩からの払米や隣藩肥後藩領馬見原町などから買入れた米一五〇〜一九〇石余のうち、諸経費を差引いた一二〇〜一六〇石余が仕込まれた。これらの酒は、居村を中心に周辺の山裏・三田井・七折・下野各村々で、かなりの量が販売されている。儀礼や贈答用に加えて、日々の飲酒慣行も広くあつたことが窺える。

こうした甲斐家の高利貸業や酒販売に対して、借財主や酒買主の多くは、自らが生産する山産物や労働力で一部を相殺した。山産物の多くは麻苧や煙草・唐黍・茶・菜種などであり、甲斐家では集荷した産物を延岡城下町商人や周辺在郷町商人へ販売し、代わりに木綿・蠟燭・薬・鍋釜などの生活用品のほか、塩・昆布・胡麻・絹布・鯛・鰐・白砂糖などの高級嗜好品、墨・硯・短冊・書籍などの教養品などが購入されている。山村に居ながら鯛や鰐・昆布などの海産品を食し、俳諧や読書を愉しむ豊かな生活が推測され、生活水準や文化的教養の高さを窺うことができる。

幕末期、甲斐家は居村内の水路開削を次々に行っていく。嘉永六年の黒原新井出普請⁽¹⁶⁾や、安政年間に東岸寺門黒岩から岩神間の新用水開削⁽¹⁷⁾に入用銀を提供し、水田開発掛合を勤めている。また元治元年には、土路久から五ヶ村門牛石間の新用水掘通⁽¹⁸⁾を主導するなど、地域の公共事業にも積極的に推進し、維新後は地方名望家の途を辿ることになる。維新後の甲斐家の動向については、今後の課題としたい。

註

- (1) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院一九九九)、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成－全国市場との関係をふまえて－」(『歴史学研究』七五五一〇〇一)、山崎圭「地域社会構造の変容と幕領中間支配機構」(右同)など。
- (2) 抽稿「近世期山村地域における中間層の様相－日向国臼杵郡高千穂の庄屋と郷士－」(『九州史学』第一三七・一三八合併号一〇〇三)。
- (3) 高千穂町歴史民俗資料館蔵岩戸文書。
- (4) 矢津田家文書『高千穂小侍由緒書』(宮崎県地方史研究会一九七一)。
- (5) 「要用雜記」(矢津田家文書『宮崎県史 史料編近世³』所収)。
- (6) 嘉永三年「戊穂方御勘定帳」(高千穂町歴史民俗資料館寄託矢津田家文書)。
- (7) 抽稿「近世山村社会における融通関係について」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第8巻第1号一〇〇一)。
- (8) 森田誠一『近世における在町の展開と藩政』(山川出版社一九八二)一三〇～三三三頁。
- (9) 寛延元年閏十年「辰御年貢銀外御物成諸運上銀勘定帳」(岩戸文書)。
- (10) 寛永十九年「新酒作り免状」(黒木家文書『宮崎県史 史料編近世¹』所収)。
- (11) 前掲註(8)一〇四頁。
- (12) 貞享三年十二月廿三日「梶田市之丞殿被仰渡書」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世¹』所収)。
- (13) 元禄三年「高千穂川北庄屋中御断申上候口上書扣」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世¹』所収)。
- (14) 天保八年「酒造人酒造米石高等取調帳」(内藤家文書)。
- (15) 明治四年「五人組帳面惣寄帳」(岩戸文書)。
- (16) 嘉永六年「黒原用水堀通に関する日記抜粋」(昭和十一年写岩戸文書)。
- (17) 安政四年一月「岩本東岸寺田ひらき控帳」(岩戸文書)。
- (18) (昭和六年か)上寺普通水利組合「土路久より五ヶ村へ掘通用水旧記写」(岩戸文書)。